

横浜子育てサポートシステム事業実施要綱

制 定 平成12年 3月28日
最近改正 平成22年 6月14日

(目的)

第1条 この要綱は、横浜子育てサポートシステム（ファミリー・サポート・センター）事業による市民相互の子育て援助活動（以下「援助活動」という。）に関し必要な事項を定めることにより、地域における子育て支援の推進を図るとともに、子育て中の働く人が仕事と育児を両立できる環境を整備することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「横浜子育てサポートシステム事業」とは、子育ての援助を行いたい者（以下「提供会員」という。）と子育ての援助を受けたい者（以下「利用会員」という。）が会員となつて行う会員相互による子育ての援助活動をいう。

(事業の運営主体)

第3条 この事業の運営は、横浜市が社会福祉法人横浜市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）に委託して実施するものとする。ただし、横浜市が必要と認める場合には、その一部を、横浜市が委託して実施する地域子育て支援拠点事業の運営者（以下「拠点事業運営者」という。）に対し、当該拠点事業の一部として委託し、実施するものとする。

(協議会の業務)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 提供会員及び利用会員の募集、登録その他の会員組織に関すること（ただし、拠点事業運営者の場合は、登録業務を除く。）。
- (2) 援助活動の総合調整に関すること。
- (3) 会員の研修及び指導に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、この事業の目的の達成に関し必要と認められること。

(入会)

第5条 会員として入会しようとする者は、協議会の定める所定の手続きに従い、提供会員又は利用会員として協議会の承認を受けなければならない。

2 会員は、次の各号に掲げる要件に該当する者でなければならない。

- (1) 横浜市内に居住していること
- (2) 提供会員にあつては、子育て支援に熱意と理解があり、安全に子どもを預かることができる満20歳以上の健康な者であつて協議会又は拠点事業運営者が実施する説明会及び協議会が実施する研修会を受講した者とする。ただし、協議会が同様の研修を終了したと認める者については、研修の一部を免除することができる。
- (3) 利用会員にあつては、原則として生後57日以上で小学校6年生までの児童を持つ者であつて、協議会又は拠点事業運営者が実施する説明会を受講した者とする。

3 提供会員と利用会員は、これを兼ねることができる。

4 協議会は、入会を承認したときは、会員として登録し、会員証を発行するものとする。

(会員の資格喪失)

第6条 会員は、次の各号の一に該当したときは、会員の資格を喪失する。

- (1) 協議会に退会の申出をしたとき。
- (2) 横浜市外に転出したとき。

2 協議会は、次の各号の一に該当したときは、会員の資格を喪失させることができる。

- (1) 会員としてふさわしくない行為があつたとき。
- (2) 会員が次条に定める義務に違反したとき。

3 会員は、その身分を喪失したときは、直ちに会員証を返還しなければならない。

(会員の義務)

第7条 会員は、次の各号に掲げる義務を負う。

(1) 援助活動を通じて知り得た会員及びその家族の情報を他に漏らしてはならない。

(2) 援助活動を通じて物品の販売若しくはあつ旋又は宗教活動若しくは政治活動等を行ってはならない。

2 提供会員は、次の各号に掲げる義務を負う。

(1) 援助活動中の児童の安全確保に努めなければならない。

(2) 援助活動中の児童に異常を認めるときは、利用会員に連絡するとともに、状況に応じた適切な処置をとるものとする。

(地区リーダー等)

第8条 協議会は、円滑な事務運営を図るため、一定の地域を単位とする会員グループ設け、当該グループ会員の統括及び援助活動の調整等を行うための地区リーダーを必要に応じて選任するものとする。

2 前項に定める地区リーダーを選任しない場合においては、協議会が横浜市と協議の上別に定める者が、グループ会員の統括及び援助活動の調整等を行うものとする。

3 拠点事業運営者は、委託を受けた地域における第1項の地区リーダーを選任しないものとする。

(援助活動の内容)

第9条 提供会員が行う援助活動の内容は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 通院、残業等、保護者の都合により一時的に子どもを預かること。

(2) 保育所、幼稚園等(以下「保育施設等」という。)への送迎を行うこと。

(3) その他協議会が子育て支援のために必要と認める援助を行うこと。

2 子どもを預かる場合は、原則として提供会員の自宅において行うものとする。ただし、提供会員と利用会員との間で合意がある場合にはこの限りでない。

3 宿泊を伴う援助活動は行わないものとする。

(援助活動の時間)

第10条 援助活動は、原則として午前7時から午後7時までの間の必要な時間とする。

ただし、これにより難しい場合はこの限りでない。

2 援助時間は、1回につき原則として1時間以上とし、1時間を超える場合は、30分を単位とする。

3 援助時間は、次の各号に掲げる時間をいう。

(1) 子どもを自宅等で預かる場合は、提供会員が子どもを預かったときから、利用会員が子どもを迎えに来たときまでとする。

(2) 保育施設等への送迎の場合は、提供会員が子どもを預かったときから、保育施設等に送り届けたときまで及び保育施設等から預かり、利用会員へ引き渡したときまでとする。

(援助活動の調整)

第11条 利用会員は、援助活動を受けようとするときは、地区リーダー、第8条第2項に基づき協議会が定める者又は拠点事業運営者に対し、その申込をするものとする。

2 地区リーダー、第8条第2項に基づき協議会が定める者又は拠点事業運営者は、利用会員から援助活動の申込を受けたときは、利用会員が希望する援助活動の内容、日時等必要事項を確認し、提供会員との調整を行うものとする。

3 提供会員は、援助活動の実施後、活動の記録を記入し、利用会員の確認を受けなければならない。

(報酬等)

第12条 利用会員は、提供会員に対し、援助活動の終了の都度、別に定める基準に従っ

て報酬等を支払うものとする。

(保険)

第13条 協議会は、援助活動に関して生じた事故等に対応するため、会員を被保険者とした傷害保険、賠償責任保険及び児童傷害保険に加入する。

(会費)

第14条 削除

(会則)

第15条 協議会は、援助活動が円滑に行われるために、会則を定めなければならない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月23日一部改正）

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年9月28日一部改正）

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日一部改正）

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年12月11日一部改正）

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月22日一部改正）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月3日一部改正）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日一部改正）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年10月27日一部改正）

この要綱は、平成21年10月27日から施行する。

附 則（平成22年6月14日一部改正）

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。